

# 一般社団法人 AI ロボット駆動科学イニシアティブ 会員規則

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 本規則は、一般社団法人 AI ロボット駆動科学イニシアティブ（以下「本会」という）における会員の入退会及び会費並びに活動等について、定款の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第 2 条 本規則は、本会の定款第 6 条に定める「一般会員」に関する事項を定めるものであり、「正会員」および「賛助会員」には適用しない。

## 第 2 章 会員

### (会員の種別)

第 3 条 本会の会員は、次の区分とする。

1. 法人会員 本会の目的に賛同し、活動に協力する法人または団体
2. 個人会員
  - ① 個人会員 本会の目的に賛同して、個人として参加する者
  - ② 学生会員 個人会員で大学院（修士課程および博士課程）に在学する者
  - ③ ユース会員 個人会員で大学学部、短期大学、高等専門学校およびこれらに準ずる学校に在学する者

### (入会)

第 4 条 入会を希望する者は、所定の申込書を事務局に提出し、理事会の承認をもって会員となるものとする。

### (会員資格の自動更新)

第 5 条 会員の資格は、会員から退会の意思表示がない限り、毎事業年度自動的に更新されるものとする。

### (退会および除名)

第 6 条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

2. 会員が翌事業年度の会費の請求を受けないためには、理事会が指定する日までに退会届を提出しなければならない。当該日を過ぎて提出された退会届は、翌々事業年度から適用されるものとする。
3. 会員が本会の名誉を著しく損なう行為を行った場合は、定款第 10 条に基づき、社員総会

- の特別決議によって除名できる。
4. 会員が会費を1年以上納入しなかった場合は、その資格を喪失するものとする。なお、当該資格喪失の決定は、理事会における未納状況の確認をもって行う。

### 第3章 入会金および会費

(入会金および会費)

第7条 会員は、会費等に関する規則に定める入会金および会費を納入するものとする。

(支払方法)

第8条 会費等の納入方法、期日等は、事務局が別途定める。

### 第4章 会員の権利および特典

(権利および特典)

第9条 会員は、次の権利を有する。

1. 本会が主催する行事への参加および優先案内
2. 公式ウェブサイト、報告書等への名称掲載
3. 分科会活動および共同研究への参画
4. その他、理事会が定める特典

### 第5章 義務および禁止事項

(義務)

第10条 会員は、本会の目的に賛同し、その活動に協力する義務を負う。

(禁止事項)

第11条 会員は、次の行為を行ってはならない。

1. 本会の活動を妨げる行為
2. 本会の名誉または信用を傷つける行為
3. 本会の情報を不正に利用する行為

### 第6章 守秘義務

(守秘義務)

第12条 会員は、本会の活動に関連して知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならない。退会後も同様とする。

### 第7章 免責および反社会的勢力の排除

(免責)

第13条 本会は、天災地変、通信障害、感染症の流行その他の不可抗力により活動を中断または変更した場合において、一切の責任を負わないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 14 条 会員は、反社会的勢力に該当しないこと、また将来にわたり関係を有しないことを誓約するものとする。また会員が該当することが判明した場合には、直ちに除名するものとする。

## 第 8 章 規則の改訂および附則

(改訂)

第 15 条 本規則の改訂は、理事会の決議によるものとする。改訂内容は、速やかに会員に通知し、公式サイトに掲載するものとする。

(附則)

第 16 条 本規則は、本会の設立登記の日から施行する。